

令和3年4月14日

文部科学大臣 萩生田光一 様

日本養護教諭関係団体連絡会
会長 三木とみ子

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う 養護教諭の複数配置並びにコンピューター環境整備について（要望）

1. 新型コロナウイルス感染症に関する実態と要望の背景

今般、我が国はもとより世界各国が、新型コロナウイルス感染症（以下 COVID-19）拡大により、政治、経済、文化、教育等々に深刻かつ甚大な影響を受けています。とりわけ学校教育は、子供たちの学習の遅れや、不登校・保健室登校、虐待件数の増加、また、解雇による経済状況の圧迫による栄養状態の問題は、子供たちの心身の健康へ様々な形で表出し、まさに心身の健康の危機といえます。

さらに、グローバル化の進展により、COVID-19 は世界的規模で感染拡大しています。また、変異種によるウイルスの出現もあり、新型感染症対応は、一過性の問題ではなく今後、持続的、永続的に必要となる対策です。

令和2年6月には文部次官通知、「新型コロナウイルス感染症に対応した持続的な学校運営のためのガイドライン」、12月には、「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」が発出され、感染症の長期化を想定し感染対策と学習の保障の両立のための「学校における新しい生活様式」による感染症対策が求められました。さらに、新年を迎えた現在も、COVID-19 の収束の目処が立っていません。

このような状況下、子供たちの命と健康を守り育てる養護教諭に一層の期待が寄せられ、職務の質的向上が求められます。また、職務の量的な幅広くなり、その重責は大きく、養護教諭の勤務環境の諸課題が生じています。

学校における感染症対策の最前線に立つ養護教諭の定数改善（複数配置）は必要性が高まっています。

また、未知なる感染症の急速な拡大への対応には、迅速な情報収集・情報精査、エビデンスに基づいた情報発信が求められます。また、国のデジタル庁創設の流れから学校のコンピューター環境の整備が進むと思います。養護教諭のコンピューター環境の整備も喫緊の課題です。

2. 要望内容

先に挙げた背景を踏まえ、世界的な公衆衛生のあり方の転換が求められる中、子供たちが安全・安心して学校生活を営むために、早急に、養護教諭の複数配置の促進、養護教諭のコンピューター環境整備、養護教諭の資質向上策の充実等について調査結果をもとに要望します。

要望1. 養護教諭の複数配置の促進を要望します

（要望理由）

養護教諭の支援を求めて保健室を訪れる子供たちは多く、その課題はますます多様化・深刻化しているため時間をかけた丁寧な対応が必要です。

しかし、養護教諭の職務は、保健室での対応のほか、感染症の予防と発生時の感染拡大防止、健康教育、校内外の学校保健に関する各種会議、研修会の運営や出席、地域医療機関及び家庭との連携など多岐にわたっており、これらの職務をこなす負担は大きくなっています。子供たちの健康課題の早期発見や予防、改善のためには、個別対応の充実と共に保健教育に積極的に関わる必要があり、養護教諭の複数配置が必要です。

全国養護教諭連絡協議会が令和2年度に実施した「養護教諭の職務に関する調査」においても、養護教諭はもとより、管理職や教諭からも養護教諭の複数配置の効果は大きいことが分かります。

【資料1】

とりわけ、COVID-19対策に果たす養護教諭の役割は大きく、多岐にわたっています。例えば、登校時の健康観察の徹底、登校後の体調不良者への対応・隔離、健康相談及び心のケア、手洗い・換気などの保健教育、座席の配置・消毒計画等の校内施設の環境整備、感染症対策に必要な物品の購入・準備、職員・保護者への情報提供及び啓発等養護教諭の専門性を活かした対策、さらに学校医、学校歯科医、学校薬剤師等学校三師との連携・調整等です。【資料2・3】

また、同調査では、COVID-19対応の際、養護教諭が複数配置されている学校では、前記に例示した登校時の健康観察や登校後の体調不良者への対応・隔離（迅速な対応、ゾーニングにおける役割分担等）、健康診断実施時の予防対策・調整、校内施設の環境整備において、複数配置による効果が示されています。【資料4】

さらに複数配置の必要性については、昨年8月に日本健康相談活動学会が実施したCOVID-19に伴う養護教諭の実践に関する緊急アンケートの調査（全国の会員・非会員447人）の結果においても以下のように示されています。【資料5】

- ① 新型コロナ対応で一番困っていることは「感染対策」の88%（447校中393校の養護教諭）、次いで「健康診断に関すること」66%（294校）であり、いずれも業務量が大幅に増加し負担が増した。
- ② COVID-19によりけがや体調不良など健康相談の対象者が急増し、相談内容も虐待や妊娠など深刻化している。
- ③ COVID-19対応に追われ、必要な保健教育や、例年行っていた取り組みが実施できない。
- ④ 各学校の裁量で決定する対策や子供の体調についての判断など重要な局面で養護教諭の見解が求められ、COVID-19対策に係る重圧が従来以上に増している。
- ⑤ 複数配置だからこそ実施が円滑にできたことについて、複数配置校の回答者（24%）に対し回答を求めた結果、多かったのが「健康診断に関すること（80%）」、次いで「けがや体調不良者への対応（78%）」、「消毒作業に関すること（76%）」であった。理由は、複数のタスクを分担し同時進行で行えることであった。
- ⑥ 複数配置であつたらできると思うことについて、複数配置ではない回答者（73%）に対し回答を求めたところ、多かった順に、「消毒作業に関すること（73%）」、次に「保健室経営に関すること（69%）」、「健康診断に関すること（66%）」であった。その理由は、複数のタスクを分担し同時に進行できると回答している。特記すべきは、複数配置のメリットとして、「収集した情報を同じ専門職として検討しあうことで、客観的な判断や対応が実現し、養護教諭として信頼される仕事ができる」と考えていることである。

以上2つの調査結果からも複数配置の必要性は喫緊の課題です。

COVID-19が問題になる以前から、全国養護教諭連絡協議会の調査結果から、養護教諭の複数配置の推進については強い要望をしています。さらにCOVID-19対策に最前線に関わっている養護教諭の職務は逼迫した状態となっており、今後も学校現場では他のウイルスや新しいウイルスの出現による大規模な感染症の流行が危惧されます。そのためにも、養護教諭の複数配置の拡充を切に願います。

要望2. 養護教諭のコンピューター環境の整備を要望します

（要望理由）

養護教諭がインターネット上の信頼できる健康情報をいち早くつかみ、学校保健活動の資料として活用することは、感染症対策をはじめとした現代社会の健康課題への早急な対応のために必要不可欠です。そのため、養護教諭のコンピューター環境について、保健室で養護教諭が個人利用できるパソコンの設置、学校内のWi-Fi（無線Lan）環境の整備、学校で使用するメールの送受信の容量制限の緩和、オンライン研修や会議環境の整備を要望します。

本会が実施した「養護教諭のコンピューター環境調査」に関する調査結果（2020年9月グループフォームにて実施 有効回答数532名）からは、保健室で利用できるパソコンは64%、Wi-Fi（無線Lan）環境が整っているのは44%、メールの送受信の容量制限により不便を感じるもの26%、学校でのオンライン会議の環境が整っているのは57%と、養護教諭のパソコン環境の不十分な状況が示されました。本調査は、短期間にインターネットを使用しての調査であるため、パソコン環境が比較的整っていたり、使い慣れていたりする調査対象者の回答であるにも関わらず、上記の結果であることから、全国の状況はこの数値より低い可能性が予測されます。

養護教諭のコンピューター環境の整備は、各学校の裁量で決定する健康にかかわる対策などの重要な局面においての情報収集や学校における健康関係の情報センター的役割を果たす保健室経営を行うために必要不可欠です。さらに、健康診断結果の処理等保健管理の電子化及び最新の健康情報を取り入れた教材などを活かした保健教育の推進、すなわち、保健管理と保健教育を一体的に進め効果的に進めるためにも養護教諭のコンピューター環境の整備を強く要望します。【資料6】

要望3 養護教諭の資質能力の向上方策を要望します。

（1）研修制度の法的整備を強く要望します。

（要望理由）

養護教諭は一校一人配置が大半であり、経験の浅い養護教諭は、必要な知識を得られる機会が限られています。そのためにも、現場の実態に即した養成段階での十分な知識の習得が必要です。しかし、全国養護教諭連絡協議会の「養護教諭の職務に関する調査」（令和2年、調査数5775人）でもわかるように、現在、養護教諭の新規採用者研修や中堅養護教諭資質向上研修は各県で実施されているものの、法制化されていないため、教育公務員特例法第23条の初任者研修、第24条の中堅教諭等資質向上研修の対象となっておりません。そのため、校内研修や校外研修の日数が教諭に比べて圧倒的に少ない状況です。また、研修日数や研修内容等に地域差が生じています。

養護教諭について、教諭と同等に教員育成指標に基づき、キャリアステージに応じた体系的な研修が不可欠です。教育公務員特例法、同法施行令で規定されている養護教諭の研修を法制上保証し、若手教員研修やミドルリーダーを育成する研修等、教職キャリアに応じた研修の充実を強く要望します。

【資料5・6】

（2）時代にあった教育職員免許法、養護教諭養成カリキュラムの改正を要望します。

（要望理由）

養護教諭の資質能力は、養成・採用・現職研修を一貫してその向上を図るものであると思います。

平成29年の教育職員免許法施行規則改正において、養護教諭に関しては課題が残されたままになっています。今般の新たな時代の学校教育の構築にあたり、改めて養護教諭の養成・採用・研修の一体化した資質向上策を検討していただけますようお願いいたします。特に感染症や心の健康問題をはじめとする多様な健康課題、学校健康診断の電子化等の新しい健康の保持増進策に対応できる養護教諭の育成に関して調査研究を立ち上げ、養護教諭教育に経験と実績を有する団体に構成される本会の代表者も参加させていただくことを要望します。

要望4 高等学校養護教諭を「必置」とする法的整備を要望します。

（要望理由）

高等学校養護教諭の配置については、学校教育法第60条（校長・教頭・教諭・その他の職員）においての規定は以下の通りです。

高等学校には、校長、教頭、教諭、及び事務職員を置かなければならない。

②高等学校には、前項に規定するもののほか、副校長、主幹教諭、指導教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、実習助手、校務職員、その他必要な職員を置くことができる

高等学校の養護教諭は、COVID-19 対策を学校の最前線にたつてその専門性を活かして対応しています。さらに、高校生時代に多い健康課題、例えば、望まない妊娠、精神疾患等への対応等に取り組んでおり、高等学校において養護教諭は必置すべき教育職員です。

こうした状況から、高等学校の養護教諭の配置は「置くことができる職員」から「置かなければならない教育職員」とする法的整備を強く要望します。

【別添資料】

資料 1 複数配置による効果：全国養護教諭連絡協議会「令和 2 年度養護教諭の職務に関する調査」

資料 2 新型コロナウイルス感染症における養護教諭の役割：全国養護教諭連絡協議会「令和 2 年度養護教諭の職務に関する調査」

資料 3 新型コロナウイルス感染症における困難な内容：全国養護教諭連絡協議会「令和 2 年度養護教諭の職務に関する調査」

資料 4 新型コロナウイルス感染症における複数配置の効果：全国養護教諭連絡協議会「令和 2 年度養護教諭の職務に関する調査」

資料 5 第 2 回 COVID-19 に伴う養護教諭の実践に関する緊急アンケート報告：日本健康相談活動学会（令和 2 年 10 月 31 日）

資料 6 養護教諭のコンピューター環境調査報告書：日本養護教諭関係団体連絡会（令和 2 年 10 月 23 日）

資料 7・8 現職研修（年次研修）：対象団体 54 研究会 全国養護教諭連絡協議会「令和 2 年度基本調査」

日本養護教諭関係団体連絡会は、養護教諭の資質能力向上を願う全国組織の団体の連携と協力により、養護教諭の養成・採用・研修等に関する施策の提案と実現に向けた取り組みを行うことを目的として 2007 年に発足した団体です。現在、全国養護教諭連絡協議会、（一社）日本養護教諭教育学会、日本教育大学協会全国養護部門、日本養護教諭養成大学協議会、日本健康相談活動学会の 5 団体で組織しています。